

2007.4.2

学生協ニュース

No.55

東北大学

(東北大学学生生活協議会広報委員会)

「学生自治会費」等は、 払う必要がありません！

本学では、入学科と授業料のほかに、学生教育研究災害傷害保険料、東北大学学友会費等の納入をお願いしております。これらは皆さんの大学生活を有意義なものにするための経費として、大学が責任を持って管理しております。

ところが、こうした大学公認のものとは別に「東北大学学生自治会」と称する団体等が毎年、入学手続きに必要な経費と誤解しやすい表現を用いて金銭を徴収しているため、学生や保護者から大学に対して抗議や苦情が寄せられています。その事例として、半ば強制的に徴収されたとして、苦情の申し立てのために大学の事務窓口を訪れる、あるいはクラスの「自治委員」に「学生自治会費」の返還を求める、などがあげられます。

「東北大学学生自治会」と称する団体の徴収行為に対して、大学は一切関与しておりません。このような経費は、入学手続きには必要ありませんので、十分注意してください。

全ての学生諸君には、学生団体等から金銭支払いの要求があった場合、目的や趣旨等を十分理解した上で、各自の判断と責任において対処してください。

なお、学生諸君が支払いのことで判断に迷った場合、また執拗な要求・勧誘などがあった場合には、その場で支払うことはせずに、支払い依頼者の氏名・電話番号等を確認したうえで、直ちに大学の教育・学生支援部学生支援課（電話 022-795-7818）に問い合わせてください。